

援助金の申請に係る留意事項

1 対象経費について

★クラブ活動に直接関係がある経費であること。

<文化会>

㊦…クラブとして発表会等を学外で開催する場合の会場借上料（使用料）等

※対象外経費：個人の交通費等個人的経費（タクシー代含む）、合宿代など。

㊧…クラブ活動の実施に当たり必要とする用具・道具等の購入費

※対象外経費：クラブボックスの改装、机や椅子、冷暖房器具、飲食代、私用に供する物品、送料、振込手数料など。

<体育会>

㊦…クラブとして連盟等に加入又は登録する経費

※対象外経費：競技会又は大会等への参加費や運営費、振込手数料など。

<共 通>

文㊦体㊧…クラブ活動の実施に係る指導員への謝金

2 履行期間について

★令和6年度（R6.4/1～R7.3/31）に履行された経費であること。

<共 通>

R6.4/1～R7.3/31の間に借上（使用）、納品、連盟等登録、指導を受けたものが対象

※対象外経費：履行期間が令和5年度（R6.3/31以前）、令和7年度（R7.4/1以後）

⇒未払い（未完了）分については、後の事業完了報告時に領収書等を提出。

⇒支払いが令和6年度であっても、履行期間が令和6年度でない場合は援助対象外。

3 援助金額について

<共 通>

援助金対象経費の2分の1以内とする。（1団体あたりの上限あり）

※1,000円未満の端数発生時は、切り捨てた額とする。（1,000円未満は援助不可）

※全体予算の状況により、減額される場合があります。

<文化会>

内 容		※部員数	限度額
㊦㊧	会場借上料等及び用具・道具等の購入費	1～29 人	10 万円
		30～59 人	15 万円
		60 人以上	20 万円
㊨	指導員への謝金		5 万円

(※令和6年6月1日現在の部員数とする。)

<体育会>

内 容		限度額
㊦	連盟等に参加又は登録する経費	13 万円
㊧	指導員への謝金	5 万円

4 その他

★会計処理が適切に行われており、証拠書類が整備されていること。

<共 通>

- ① 領収書等が保管されており、出納帳に記載されていることを援助の条件とする。
- ② 援助金申請書については、**押印不要**です。
- ③ 京都府立大学後援会ホームページより各提出書類をアップロードのうえ、申請してください。(「主な助成事業」→「助成金申請」)

<https://kpu-kouenkai.jp/grant/njosei/>

※ファイル名は、課外活動に係る後援会援助金申請書は「申請書 (団体名)」、
その他添付書類は「添付書類 (数字) (団体名)」としてください。

- ④ 後援会メールアドレスからメールを受信できるようにしておいてください。

担 当	学務課 学生支援係
	Tel : 075-703-5124
	Mail : kouenkai@kpu.ac.jp